

# 公益財団法人前橋市まちづくり公社ホームページバナー広告取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人前橋市まちづくり公社広告掲載規程（以下「掲載規程」という。）及び公益財団法人前橋市まちづくり公社広告掲載取扱基準（以下「取扱基準」という。）に定めるもののほか、公益財団法人前橋市まちづくり公社（以下「公社」という。）ホームページへのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 公社ホームページ

公社がインターネット上に公開しているホームページ

### (2) バナー広告

公社ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載を可とする決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

## (バナー広告の規格)

第3条 バナー広告1枠のサイズは、縦60ピクセル × 横150ピクセルとする。

2 バナー広告原稿のファイル形式については、JPEG、PNG、GIFのいずれかとし、FLASH（アニメーション）は使用できない。

## (掲載位置)

第4条 バナー広告を掲載する位置は、原則として、公社ホームページのトップページに公社が指定した場所とする。

## (掲載期間)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とするが、年度途中での掲載も可能とする。ただし、その場合は同一年度の3月31日までの1か月を単位とした期間とする。

(広告料)

第6条 広告料は、24,000円(税込)とする。ただし、中途掲載時における広告料は、掲載開始月から1か月あたり2,000円(税込)とする。

2 広告主は、広告料を会社が指定する期日までに納入するものとする。

(募集)

第7条 バナー広告掲載希望者の募集は、会社ホームページ等で行うものとする。

(申込者)

第8条 申込者は、広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、申込みものとする。

(掲載可否の決定)

第9条 バナー広告掲載の可否を決定したときは、掲載希望者にその決定の内容を広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、バナー広告原稿を会社が指定する期日までに提出するものとする。

2 バナー広告の内容及びデザイン等については、会社及び会社ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないようにするものとする。

3 バナー広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の解除)

第11条 会社は、次の各号に該当する場合には広告掲載を一時的に取り消し又は解除することができる。

(1) 広告主が掲載規程又は取扱基準に違反したとき。

(2) 広告主が自己の都合により広告掲載を取り下げるとき。

なお、この場合において、納入済みの広告料は返還しないものとする。

(3) バナー広告が掲載規程第3条に該当するとき。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容等、掲載されたバナー広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、バナー広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及びバナー広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを会社に対して保証するものとする。

3 第三者から、バナー広告に関連する苦情又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担においてこれらを解決するものとする。

(バナー広告原稿等の変更)

第13条 広告主は、1か月を単位として、バナー広告原稿又はリンク先ホームページアドレスを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定によりバナー広告原稿又はリンク先ホームページアドレスを変更しようとするときは、変更する月の前月の15日まで(土曜、日曜、祝日又は休日に当たるときはその前日までとする。)に変更内容を会社に通知するものとする。ただし、バナー広告原稿を変更する場合は、通知の際に変更後のバナー広告原稿を添えるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、バナー広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月9日から施行する。